

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表
 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十五年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第三条（略）</p> <p>附則別表（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第三条（略）</p> <p>附則別表（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）<u>第</u>二条六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業に属する特定事業場にあつては、五年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）<u>第</u>一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第三条・第四条（略）</p> <p>附則別表（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）<u>第</u>二条六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業及び溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）<u>第</u>一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第三条・第四条（略）</p> <p>附則別表（略）</p>